

ご遺族のための おくやみハンドブック

このたびのご遺族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
亡くなられた後の手続きについては、お亡くなりになった方によって異なります。亡くなられた方に関する手続きには、保険証返還や未支給年金請求、介護保険など、様々な手続きが必要です。ご遺族様の負担を少しでも軽くできるよう、市役所各庁舎の総合窓口課内「おくやみコーナー」をご利用ください。



ご予約ください☎

下記、各庁舎総合窓口課に電話にてご予約のうえお越しください。

(予約受付：平日 午前8時30分～午後5時00分)

岩瀬庁舎総合窓口課	☎ 0296-75-3124
大和庁舎総合窓口課	☎ 0296-58-5627
真壁庁舎総合窓口課	☎ 0296-55-1154

※ ご予約がない場合でも手続きはできますが、ご予約いただいた方を優先してご案内するため、お待ちいただく場合があります。

※ 手続きの内容によっては、担当の窓口にご案内する場合があります。
あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

桜 川 市

おくやみコーナーにお持ちいただく主なもの

● ご遺族の方のもの

- 印鑑（来庁される方、相続人代表者（喪主または施主））
- お越しいただく方の本人確認書類

顔写真付きの場合は 1 点、顔写真のない場合は 2 点お持ちください。

顔写真付きの場合は 1 点 または 顔写真のない場合は 2 点

（例）
運転免許証、
マイナンバーカード、
パスポート、障害者手帳 など
（官公署発行のものに限る）

（例）
健康保険証、年金手帳、
医療福祉費受給者証（マル福）
など

● 亡くなられた方のもの ※無くした、または見つからない場合はその旨お申し出ください。

- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険などの保険証
- 各種福祉手帳、各種医療福祉費受給者証など
- その他、桜川市役所から交付されたものなど

※ 後期高齢者医療保険に加入していた方は、後期高齢者医療保険専用の委任状様式があります。
（4ページ参照）詳しくは国保年金課（TEL0296-75-3125）までお問い合わせください。

その他、手続きごとに必要となるものが異なりますので、2ページからご確認ください。

1. 死亡に伴う各種手続き（市役所での手続き）

下記以外にも必要な書類等がある場合がございますので、詳細につきましては各担当課へお問い合わせください。

区分	対象	済	主な手続き	必要なもの	担当課
印鑑	印鑑登録をしていた方	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）の返納	・印鑑登録証（カード）	市民課（岩瀬庁舎） Tel.0296-75-3132
国民年金	国民年金を受給していた方 <u>※厚生年金、共済年金を受給していた方は、下館年金事務所または各共済組合にお問い合わせください。</u> ・下館年金事務所 Tel.0296-25-0829	<input type="checkbox"/>	未支給年金、未支払給付金の請求	・亡くなられた方の年金手帳 ・亡くなられた方と請求者の関係がわかる戸籍謄（抄）本 ・請求者のマイナンバーカード（通知カード） ・請求者名義の預貯金通帳 ・請求者の本人確認書類 ・生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者の住所が異なる場合）	国保年金課（岩瀬庁舎） Tel.0296-75-3125
		<input type="checkbox"/>	受給権死亡届（報告書）の提出	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方につきましては、原則不要	
	国民年金加入中の方や 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある妻や夫」と「子（18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の1級または2級の状態にある方）」	<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金の請求	※右記担当課にお問い合わせください。	

区分	対象	済	主な手続き	必要なもの	担当課
国民年金	国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間（免除期間含む）が10年以上ある夫が、年金を受給せず亡くなった場合、10年以上婚姻関係があった妻（60歳から65歳までの間支給）	<input type="checkbox"/>	寡婦年金の請求	<p>※右記担当課にお問い合わせください。</p> <p>（寡婦年金と死亡一時金は、選択する一方しか支給されません。）</p>	国保年金課（岩瀬庁舎） TEL0296-75-3125
	第1号被保険者として36月以上納付で老齢基礎年金など受給せずに亡くなった方と生計を同じくしていた遺族	<input type="checkbox"/>	死亡一時金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金手帳 ・亡くなられた方と請求者の関係がわかる戸籍謄（抄）本 ・請求者のマイナンバーカード（通知カード） ・請求者名義の預貯金通帳 ・請求者の本人確認書類 ・生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者の住所が異なる場合） 	
医療	国民健康保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 <p>※亡くなられた方が世帯主の場合は、同一世帯内の被保険者証も持参願います。</p>	
		<input type="checkbox"/>	国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証 <p>※同一世帯内に亡くなられた方以外の認定証交付者がいる場合は、その方の認定証も持参願います。</p>	
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・葬祭執行者（喪主又は施主）の振込先預貯金通帳 ・会葬御礼のハガキ又は葬儀社の領収書等 	

区分	対象	済	主な手続き	必要なもの	担当課
医療	後期高齢者医療保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証等の返納	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証（限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療者証もある場合は返納が必要） 	国保年金課（岩瀬庁舎） Tel.0296-75-3125
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 葬祭執行者（喪主又は施主）の振込先預貯金通帳 会葬御礼のハガキ又は葬儀社の領収書等 ※葬祭執行者（喪主又は施主）以外の方が申請又は受領される場合は委任状（後期高齢者医療用）が必要です。詳しくは右記までお問い合わせください。	
		<input type="checkbox"/>	高額療養費等の支給申請 後期高齢者医療保険料の還付先の申請	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の振込先預貯金通帳 ※相続人代表者以外の方が申請又は受領される場合は委任状（後期高齢者医療用）及び委任欄への記載が必要です。詳しくは右記までお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/>	医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方	医療福祉費受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 医療福祉費受給者証 	
	<input type="checkbox"/>	18歳以下のお子様を養育されている方	ひとり親家庭医療福祉費支給制度（マル福）の申請	<ul style="list-style-type: none"> お子様の医療福祉費受給者証 申請者、お子様の保険証 	
介護	介護保険に加入していた方（65歳以上の方、または40歳以上で介護認定を受けている方）	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は返納が必要） 	介護保険課（岩瀬庁舎） Tel.0296-75-3158
		<input type="checkbox"/>	介護保険高額介護（介護予防）サービス費の支給先の変更 介護保険料の還付先の申請	<ul style="list-style-type: none"> 相続人の振込先預貯金通帳 	

区分	対象	済	主な手続き	必要なもの	担当課
障がい	各種障がいの手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	手帳の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳（18歳以上） ・精神障害者保健福祉手帳 	社会福祉課（岩瀬庁舎） Tel.0296-75-3126
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	死亡の届出 未支給手当の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡を証する書類 ・届出人（扶養義務者）の印鑑及び預貯金通帳 	
	身障者等用駐車場利用証を利用していた方	<input type="checkbox"/>	身障者等用駐車場利用証の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者等用駐車場利用証 	
子ども	特別児童扶養手当を受給していた方（児童・保護者）	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当証書の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 	
		<input type="checkbox"/>	死亡の届出及び未支払特別児童扶養手当の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡を証する書類 ・特別児童扶養手当証書 ・対象児童（幼少で意思能力がない場合はその保護者）の預貯金通帳 ・戸籍謄本 	
		<input type="checkbox"/>	資格喪失の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 	
		<input type="checkbox"/>	額改定の届出	—	
		<input type="checkbox"/>	受給者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者の預貯金通帳 ・戸籍謄本 ・世帯全員のマイナンバーカード ・療育手帳、障害者手帳（対象児童に交付されている場合） 	
	療育手帳を交付されていた方（対象：18歳未満）	<input type="checkbox"/>	療育手帳の返納（交付者死亡の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳 	
	<input type="checkbox"/>	記載事項（保護者）の変更（保護者死亡の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳 		

区分	対象	済	主な手続き	必要なもの	担当課
子ども	児童手当を受給していた方 (児童・保護者)	<input type="checkbox"/>	未支払児童手当の請求	・対象児童のうち年長となる者の預貯金通帳	児童福祉課（岩瀬庁舎） Tel.0296-75-3156
		<input type="checkbox"/>	資格消滅の届出	—	
		<input type="checkbox"/>	額改定の届出	—	
		<input type="checkbox"/>	受給者の変更	・受給者の預貯金通帳 ・マイナンバーカード	
	児童扶養手当を受給していた方(児童・保護者)	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書の返納	・児童扶養手当証書	
		<input type="checkbox"/>	資格喪失届及び死亡届 (未支払手当の請求)	・児童扶養手当証書 ・受給者の死亡を証する書類 ・対象児童（幼少で意思能力がない場合はその保護者）の預貯金通帳	
		<input type="checkbox"/>	額改定の届出(対象児童が亡くなられた場合)	—	
		<input type="checkbox"/>	受給者の変更	・受給者の預貯金通帳 ・戸籍謄本 ・世帯全員のマイナンバーカード	
認定こども園などに入園している子がいる方	<input type="checkbox"/>	世帯の変更 退園届、支給認定取消 (入園している子が亡くなられた場合)	—		
学童クラブに入所している子がいる方	<input type="checkbox"/>	世帯の変更 退所届(入所している児童が亡くなられた場合)	—		
税等	原動機付自動車・小型特殊自動車を所有していた方	<input type="checkbox"/>	廃車手続き	・ナンバープレート ・標識交付証明書	税務課（大和庁舎） Tel.0296-58-5602
		<input type="checkbox"/>	名義変更手続き	—	
	固定資産の名義のある方	<input type="checkbox"/>	固定資産税納税通知書の送付先変更 市税相続人代表届	・相続人の印鑑	
		<input type="checkbox"/>	固定資産の名義変更 未登記家屋の所有権移転	※右記担当課にお問い合わせください。	

区分	対象	済	主な手続き	必要なもの	担当課
税等	□座振替により納税していた方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	□	□座振替変更または停止	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の納税通知書や領収書 ・□座振替の手続きをされる方は、新たに申込される方の預貯金通帳、通帳届出印 	収税課(大和庁舎) Tel0296-58-5621
	未納の税金・保険料があった方	□	納付に関する相談など	※右記担当課にお問い合わせください。	
上下水道	上水道契約があった方	□	契約者の名義変更(使用者変更・請求先変更)	※右記担当課にお問い合わせください。	桜川市水道お客さまセンター(真壁庁舎) Tel0296-55-3112
	公共下水道・農業集落排水・市設置型浄化槽を使用していた方	□	使用者・人数変更		
農地	農業者年金を受給していた方	□	農業者年金の手続き	戸籍謄本等を取得し農協にて手続き	農業委員会(真壁庁舎) Tel0296-55-1111 (内線3181)
	農地を相続した方	□	農地相続の届出	法務局で相続登記の手続き終了次第届出	
山林	山林を所有していた方	□	山林相続の届出	法務局で相続登記の手続き終了次第届出	農林課(真壁庁舎) Tel0296-55-1111 (内線3167)
市営住宅	市営住宅にお住まいだった方	□	名義人又は同居者の異動申請 名義人の変更 退去の届出 など	※右記担当課にお問い合わせください。	都市整備課(大和庁舎) Tel0296-58-5111 (内線1168)
住宅	市街化調整区域内の住宅(一身専属的なもの)を相続した方	□	地位承継の届出	※右記担当課にお問い合わせください。	都市整備課(大和庁舎) Tel0296-58-5111 (内線1163)
	相続された住宅が空家になってしまう方(空家バンクへの登録を希望される方)	□	空家バンクへの登録		
犬	犬の飼い主だった方	□	犬の登録事項変更	※右記担当課にお問い合わせください。	生活環境課(岩瀬庁舎) Tel0296-75-3111 (内線2288)

2. 市役所以外での主な手続き

必要な書類等については、事前に各手続き先へお問い合わせください。

区分	対象	済	主な手続き	手続き先
市役所以外での主な手続き	不動産登記関係	<input type="checkbox"/>	不動産の所有権移転登記 相続人の権利を保全するために、相続登記をしてください。 ※令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。詳しくは右記の管轄法務局にお問い合わせください。	水戸地方法務局筑西出張所 Tel0296-22-3495
	法定相続人情報証明	<input type="checkbox"/>	法務局に被相続人の戸籍謄本等を提出すると、認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付が受けられます。 ※法定相続情報証明：相続手続きにおいて、銀行預金の払戻しや相続登記等、複数の手続きが必要となる方のために、法定相続情報制度があります。詳しくは右記の管轄法務局にお問い合わせください。	
	相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄申立	水戸家庭裁判所 (旧岩瀬地区管轄) Tel029-224-8175 水戸家庭裁判所下妻支部 (旧真壁・旧大和地区管轄) Tel0296-43-7193
	普通自動車	<input type="checkbox"/>	税金(自動車税)	茨城県筑西県税事務所 Tel0296-24-9190
		<input type="checkbox"/>	名義変更または廃車	関東運輸局茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 Tel050-5540-2018
	二輪小型自動車(125cc超)	<input type="checkbox"/>	名義変更または廃車	軽自動車検査協会茨城事務所 土浦支所 Tel050-3816-3106
	三輪、四輪以上の軽自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更または廃車	軽自動車検査協会茨城事務所 土浦支所 Tel050-3816-3106
	預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結	各金融機関等
	生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金請求、入院給付金請求等	加入していた生命保険会社
	クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
	固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
	NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	NHK ふれあいセンター Tel0120-15-1515
	電気、料金	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納	桜川警察署 Tel0296-55-0110	

死亡に関する手続きについてよくある質問

Q. 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか。

A. 多くの方の場合、手続きが必要となります。

<主なもの>

■健康保険

- 国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
- 後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
- 亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

■介護保険

- 65歳以上の方は、手続きが必要です。
- 介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

■年金関係（各種請求手続きができる方には、一定の要件があります）

- 年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。
- 年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。
- 18歳未満の方で加算額、加算年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。

■税金関係 課税状況等によって、お手続きが必要な場合があります。

Q. 国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか。

A. 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。厚生年金がある方は、年金事務所での手続きとなります。ただし、市役所で取得する証明書（戸籍、住民票（除票）等）が必要になります。必要となる書類や戸籍の郵送での取得方法は、市役所でもご案内しています。

Q. 故人の保険証など見つからないものがありますが、手続きできますか。

A. 証書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内いたします。お持ちいただくものについては、2～7ページをご覧ください。

Q. 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか。

A. 桜川市に本籍がある方の戸籍には、死亡届を受理後死亡の記載をしますが、記載が終了するまでに1週間程度時間がかかります。必要とされる方は、電話でご確認の上ご来庁ください。（市民課 TEL 0296-75-3132）

また、亡くなられた方の本籍地以外に死亡届を提出した場合は、本籍地で戸籍に死亡の記載がされるまで、さらに時間がかかります。